

仕様書（案）

1 件名

データ活用による地域課題解決モデル事業業務委託

2 目的

VUCA の時代、アフターコロナの世界において、地域の課題解決のためにはデータ活用やデジタル化による組織やビジネスモデルの変革である「デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）」が不可欠である。

大田区（以下「区」という。）は、地域におけるDX化の実現ために外部人材（デジタル兼業・副業人材、スタートアップ等）を区に呼び込み、課題解決のためにデータを活用して協働するエコシステムを構築することで、日々変わる状況や課題に対して効果的なアプローチを行い、地域の持続的な発展を促すことを目的に本業務を実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

4 業務執行体制

受託者は本事業の実施目的について十分に理解し、安全かつ円滑に業務を実施するため、次の執行体制を敷く。

(1) 統括監督者

本事業に関する各業務を統括するために統括監督者を置く。

ア 統括監督者は、本件を受託する事業者の社員・従業員から選任する。なお、統括監督者が不在の場合は、統括監督者が指定する者がその任に当たる。

イ 統括監督者の業務は次のとおりとする。

(ア) 関連業務を統括し、業務全般にわたる総合調整を行う。

(イ) 区と協議の上、業務全般の進行調整等を行う。

(2) 業務責任者

受託者は、業務に関する能力、経験及び知識を豊富に有する者の中から業務責任者を定める。業務責任者は、各受託業務を円滑かつ機能的に進めるために、統括監督者の監督を受け業務を遂行する。なお、業務責任者が不在の場合は、業務責任者が指定する者がその任に当たる。また、統括監督者との兼務は不可とする。

5 履行場所

大田区指定場所（産業振興課ほか）

6 業務内容

(1) データ活用案の立案及び実施

ア 区の特性を踏まえた FIWARE 構想の検討や自治体経営の効率化に向けて、区保有データの3か年戦略を立案すること。

※FIWARE…EU（欧州連合）において、官民連携投資によって開発・実証された IoT プラットフォーム。

イ 上記アの3か年戦略立案及び(3)アにおけるデータ活用の推進に向けて、区保有データを整理し、地域課題解決に資するデータを抽出した上で、活用可能な状態にすること。

(2) デジタル地域通貨の活用可能性検討

区におけるデジタル地域通貨の活用のために可能性を検証し、区の特性を踏まえた勉強会を企画・実施すること。

(3) 地域課題と外部人材のマッチング及び伴走支援によるビジネス化推進

ア 区がこれまでに実施した調査等の分析や関係者へのヒアリング等により目的の実現に向けて必要な区内の現状や課題を把握すること。その内容を元に、区内企業の稼ぐ力の向上やデータ活用及び地域のDX化の実現に向けて、挑戦価値が高い地域課題を選定し、地域課題解決のためのプロジェクトを2件以上設計すること。

なお、プロジェクトの設計に当たっては、区内産業関連団体や区内商店街等との連携可能性を検討し、産業に関する地域資源を活用するよう努めること。

イ 設計したプロジェクトに最適な外部人材等（データサイエンスや事業開発、マーケティング等の分野において高度で幅広いスキルを有する副業・兼業等の外部人材や創業準備者等）をマッチングすること。外部人材等の選定にあたっては、当該外部人材等の実績、プロジェクト内容への理解、活動可能時間等を総合的に勘案して決定すること。

ウ 各プロジェクトのビジネス化に向け、外部人材等による区内アセット及びデータ活用支援プロジェクトの進行管理支援、プロジェクトメンバー同士のコミュニケーション円滑化支援等、伴走支援を実施すること。

(4) 本事業のプロモーションによる協働エコシステム強化

プロジェクトの進捗や区の事業展望を広くプロモーションすることで、デジタル人材や創業希望者を区に呼び込み、地域課題解決のために協働するエコシステムをさらに強化すること。

7 成果品（報告書）

(1) 報告書

ア 提出期限 令和4年3月18日（金）

イ 成果品 報告書2部

ウ 電子データ 一式

(2) 受託者は、成果品の作成に当たっては区と十分に協議を行うこと。

(3) 成果品の所有権、著作権は、区に帰属する。

(4) 受託者は、データ類の収集、使用及び成果物の作成に際し第三者の著作権等に抵触する場合、その責任と費用を持って適正に処理すること。

(5) 受託者は、本業務が完了したときは、上記に定める成果品を完了届とともに提出すること。

8 業務履行総則

(1) 受託者は、業務を遂行するに当たり、本業務の方針及び目的を十分理解した上で、区が求める諸条件を満足させるため必要な技術を発揮すること。

(2) 本仕様の解釈について疑義を生じたとき、又はこの本仕様に定めのない事項については、双方協議の上定める。

(3) 本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うこととするが、区が所有し業務に利用できる資料はこれを貸与することができる。なお、貸与された資料はリストを作成の上、区に提出し、業務完了時にすべて返却すること。

(4) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び6の(1)ウについては、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。

- (5) 受託者は、本業務を履行するために公有地、私有地に立ち入るときは、関係者と十分な協調を保ち、本業務が円滑に進むよう努めること。その際、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示すること。
- (6) 受託者は、業務の遂行に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (7) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。

9 事業計画書の作成及び進捗状況報告

- (1) 受託者は、本業務に着手するに当たり、速やかに事業計画書を作成し区の承認を受けること。
事業計画書には以下の事項を記載すること。
 - ア 業務概要
 - イ 実施方針
 - ウ 工程表（組織計画を含む）
 - エ その他必要な内容
- (2) 受託者は、事業計画書の内容を変更する必要があるときは、予め区と協議し承認を受けること。
- (3) 受託者は、本業務を履行するに当たり、区と密接な連絡を取るとともに、進捗状況について毎月2回程度打合せを行うこと。
- (4) 受託者は、区の求めに応じ本業務の状況について報告義務を負うとともに、適宜収集資料及び報告書の原案を提出すること。

10 支払方法

検査完了後、受託者の請求に基づき一括して支払う。